

議題（1）令和8年度企画提案型協働事業実施要領について

| No | 頁数 | 質問・意見 | 回答 |
|----|--------------|--|---|
| 1 | 資料1-1 表紙 | 募集期間が、昨年度は5月1日～6月20日であったところ、今年度は5月31日までに大幅短縮されています。昨年度並みの募集期間が望ましいと思います。どうしても難しいということでしたら、応募数を減らさないためにどのような工夫を検討されているのか教えてください。 | 新たに書類審査の規定を設けるので、5月中に短縮いたしました。HPでの周知は例年より早め、4月20日の週には公開したいと考えております。 |
| 2 | 資料1-1 表紙 | 短縮された理由を再度ご説明いただけますか。参考までに、令和6年度、令和7年度での例で、5月31日までで間に合いますか。 | 新たに書類審査の規定を設けるためです。過去2年間団体様は、期間内に提出していただいております。 |
| 3 | 資料1-1 P11 | 「関連部署による「書類審査」が行われ、適当と判断された提案はアイデア審査に進みます。」とのことですが、昨年度は市民活動推進課が「書類審査」を行い、必要に応じて聞き取り等の調査を行うとともに、市の関連部署と協議を行っていました。市の関連部署が「できそうかどうか」という視点でまず審査をするということは、推進委員会の位置づけを、実質的な審査機関から、単なる追認機関に変更することになるかと思いますが、いかがでしょうか。市民の主体性から生まれた提案の中から、市民活動推進課と推進委員会が「これは実現してほしい」と判断して、関連部署に実現を働きかけるのが、市民とともに地域をつくっていくという印西市の本事業の価値であり意義だと思うのですが、先に関連部署が審査をすると、その価値が失われかねないと考えます。あらためて、本事業の目的や、審査プロセスの意味、市民団体・市民活動推進課・市の関連部署・印西市市民活動推進委員会の四者の位置づけを整理した上で、審査プロセスを再検討していただきたいと考えます。 | 現状の審査方法だと、事業として実現可能性の低い提案が、アイデア審査までは進むようになっています。市の関連課との協議はアイデア審査前から受け付けており、事前に関連課に相談するようお願いはしているところですが、実際そのような団体様は少なく、アイデア審査を通過し、三者協議が不調となってしまうケースが、多々ありました。団体様と市、双方の負担軽減のためにも、書類審査の規定を設けさせていただきたいと考えております。 |
| 4 | 資料1-4 | 最後部“担当課に契約方法について検討するよう”とありますが、変更してほしいということですか。もし完了払いであれば、事業NO4以下が執行可能ですか。「印西市協働の手引き」によると、協働と委託がうまく整理されていない点があります。むしろ協働とは「市と事業者は、コンソーシアム」と解釈したらいかがですか。 | 全ての場合で概算払いが認められるわけではありません。印西市会計事務規則第74条第1項第6号に記載の通り、「概算払いにより支払をしなければ契約し難いと認められる委託に要する経費」のときに、概算払いが認められます。担当課にはそれぞれの団体様の財政状況に応じて、支出区分を検討していただければと考えています。 |